報告監7の第21号 令和7年9月30日

大阪市監査委員 森 伊 吹 森 恵一 同 大橋 一隆 同 同 土岐恭生

# 例月出納検査結果報告の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定による例月出納検査を実施し、 同条第3項の規定により検査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

## 第1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本検査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

### 第2 検査の種類

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査

#### 第3 検査の対象

会計管理者所管の各会計等の出納

一般会計等 (令和7年3月から令和7年7月分まで) 中央卸売市場事業会計 (令和7年3月から令和7年7月分まで) 港営事業会計 (令和7年3月から令和7年7月分まで) 下水道事業会計 (令和7年3月から令和7年7月分まで) 区会計管理者所管の財産区の会計の出納(令和7年3月から令和7年7月分まで)

・ 公営企業管理者所管の各会計等の出納 (令和7年3月から令和7年7月分まで)

#### 第4 検査の着眼点

収支計算書等の計数は正確であるかを着眼点として検査を行った。

#### 第5 検査の主な実施内容

会計管理者等が作成する収支計算書・試算表等と金融機関が発行する残高証明書・預金証書・ 預金通帳等を照合した。

#### 第6 検査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり検査した限り、重要な点において、会計管理者等の現 金の出納事務が正確に行われていることが認められた。